

「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」  
骨子(案)に対する市民意見提出手続きの実施結果について

1 実施期間 平成29年8月17日(木)～9月15日(金) (30日間)

2 意見提出状況

意見 提出者 (団体・個人)	意見提出方法			
	電子メール	郵送	FAX	持参
30	17	0	12	1

3 提出意見数 意見総数 84件、意見項目 58件

内 訳	意見項目	意見総数
条例骨子(案)全般について	4	4
前文について	2	2
目的について	2	2
定義について	4	4
基本理念について	4	8
市、事業者、市民の責務や役割について	1	1
障害を理由とする差別の禁止について	17	30
①不当な差別的取扱い	(14)	(15)
②合理的配慮の提供	(3)	(15)
障害を理由とする差別に関する相談及び解決について	5	7
障害を理由とする差別を解消するための基本的な施策について	9	11
その他	10	15
合 計	58	84

4 骨子(案)への反映状況

内 訳	意見項目	割合
① 条例骨子(案)に記載済、又は現在実施中・条例施行後に実施予定	22	38%
② 追加・修正あり	7	12%
③ 追加・修正なし	26	45%
④ その他	3	5%
合 計	58	100%

「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」

骨子(案)に対する意見と市の考え方

【意見の内容】	【意見の反映結果】
1 条例骨子(案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見	① 条例骨子(案)に記載済、又は現在実施中・条例施行後に実施予定
2 条例の今後の進め方等に対する考えを述べた意見	② 追加・修正あり
3 条例骨子(案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見	③ 追加・修正なし
4 その他の意見	④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
条例骨子(案) 全般について 4件				
1	<p>条例の制定に賛成する。 「障害」を他人事とせず、我が身にも起こり得ることと考えることが、差別を引き起こさないことに繋がるのではないだろうか。障害を持つ人も健常者も共生できる社会を目指すことは、たとえ、今は健常であるとしても、障害を負う身になった時に、謂れのない差別を受けることのない社会を形作ることに繋がっていくと考える。</p>		1	①
2	<p>条例案は共感する内容が多く、すばらしいと思う。差別は、障がい者が理解できず、気づかないうちにできてしまったということもあるかもしれない。まずは障がい者の声を大切に、理解をすることから始め、住みやすい社会にしていくことが第一歩だと思う。差別のない障がい者に優しい社会は、実は誰もが住みやすい社会である。理解を深め、支え合い、誰もがその人らしく生きていけるような地域の集合体が北九州市であってほしいと願っている。</p>		1	①
3	<p>本来、条例とはこういうものなのだろうが、やたらとでてる「やむを得ないと認められる場合など」に代表される「など」という言葉にはゆるいぬけ穴を感じさせるし、「負担が過重でないとき」は「お金がないからできません、やる気はあるんですけど」と解釈される。 この条例ができあがった時に「これで救われる。差別が解消される。」と感じる障害者はどれくらいいるのだろうか。条例を理解して積極的に対応しようとする事業者がどれくらい存在すると考えているのだろうか。疑問に思う点である。</p>		2	①
4	<p>「県条例との整合性」だけでなく、誰もが北九州に住んでよかった、暮らしてよかったと思える全国でも誇れるような条例にすべきである。</p>		2	①

「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」

骨子(案)に対する意見と市の考え方

【意見の内容】	【意見の反映結果】
1 条例骨子(案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見	① 条例骨子(案)に記載済、又は現在実施中・条例施行後に実施予定
2 条例の今後の進め方等に対する考えを述べた意見	② 追加・修正あり
3 条例骨子(案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見	③ 追加・修正なし
4 その他の意見	④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
前文について 2件				
5	前文に障害者権利条約を具体化し、差別の解消の推進と共に国の差別解消法では足りない部分を市で補うようにする文言を追記すべきである。 また、北九州市における社会福祉・社会保障を取り巻く状況を適切に総括し今回の条例制定をきっかけにどのような市を創っていくのかを明記すべきである。	本条例は、平成18年に国際連合で採択された障害者権利条約をはじめ、障害者基本法、障害者差別解消法の趣旨を踏まえて、条例骨子(案)の前文や目的、基本理念、障害のある人の定義などを定めています。	3	③
6	「障害者の権利条約」は「障害のある人がすべての人権及び基本的自由を完全に享有する」ことを謳っている。 前文または目的で、権利条約及び障害者差別解消法や障害者基本法等も明記していただきたい。	また、本市の目指すべき姿としては、前文や目的にも記載していますが、さらに、名称においても、障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市をつくっていくという思いを込めて表現しています。	3	③
目的について 2件				
7	障害を理由とする差別を解消するために重要なことは仕組みづくりであり、弱者としての基本的人権を守る仕組みづくりこそが改善の基本だと考える。 そのため、目的に「仕組みづくり」という文言を追加してもらいたい。	条例骨子(案)では、差別を解消するための仕組みとして、差別に関する相談及び解決のための体制や啓発活動等の基本的な施策について、具体的に規定していますが、ご意見を踏まえ、目的規定においてもその旨を記載します。	3	②
8	「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性、能力を尊重し合いながら…」と「能力」を加えていただきたいと思う。 どんな障害をもちあわせていても努力しようとする能力は十分に持っている。	共生社会の基本となる考え方については、障害者基本法や障害者差別解消法の目的規定において、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」と明記されていることから、本市条例においても整合性を図りたいと考えています。	3	③

「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」

骨子(案)に対する意見と市の考え方

【意見の内容】	【意見の反映結果】
1 条例骨子(案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見	① 条例骨子(案)に記載済、又は現在実施中・条例施行後に実施予定
2 条例の今後の進め方等に対する考えを述べた意見	② 追加・修正あり
3 条例骨子(案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見	③ 追加・修正なし
4 その他の意見	④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
定義について 4件				
9	前文には、「共生社会の実現必要性」が述べられているが、「障害福祉のまちづくりや障害を理由とする差別の解消に向けたこれまでの取組み」の部分も含め、そもそも「障害」という概念、定義が移り変わり、特定の一部の人たちを指すことではなく、心身機能の妨げによって社会的な障壁を受け、日常的な生活に制限を受ける状態の人も「障害のある人」であることを、きちんと伝えなければならない。		2	①
10	「障害のある人」を定義付けているが、「身体障害、知的障害、精神障害・・・(以下略)」という書き出しによって、「特定の一部の人」あるいは、各種手帳を所持している人を指すように勘違いしてしまう。例えば、加齢により下肢機能が衰え、杖等の福祉用具を使用しないと、日常的な生活に支障があり制限を受ける状態の人も「障害のある人」であることが、わかるように定義しなければならない。	条例骨子(案)の定義では、「障害のある人」について、「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と規定しています。	2	①
11	1項目で「障害及び社会的障壁により…に相当な制限を受ける状態」の箇所での意が違うのですが、「障害のある人」は元々自分自身の障害を持ちつつ、さらなる社会的障壁にぶつかり大きな負荷がかかるものだと思う。「制限を受ける状態にある」ものになってはいけないと思う。	これは、障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるという、障害者権利条約に基づく「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、その理解促進を図ってまいります。	2	①
12	基本理念の「全ての障害のある人が、障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人として・・・(以下略)」という表現は、ある健康な一部の人を除き、全ての市民が、なんらかの「心身機能の妨げがある状態」であると言っても過言ではないことからすると適切ではない。あえて表現すると、「重度な心身機能な障害がある人も、軽度な心身機能な障害がある人も全て、障害のない人と等しく、・・・(以下略)」という表現が、より適している。		3	③

「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」

骨子(案)に対する意見と市の考え方

【意見の内容】	【意見の反映結果】
1 条例骨子(案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見	① 条例骨子(案)に記載済、又は現在実施中・条例施行後に実施予定
2 条例の今後の進め方等に対する考えを述べた意見	② 追加・修正あり
3 条例骨子(案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見	③ 追加・修正なし
4 その他の意見	④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
<b>基本理念について 4件（意見数 8件）</b>				
13	基本理念に、「すべての障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が保障され、地域社会において他の人々と共に生きる権利を有すること。」を加えてもらいたい。障害者権利条約第19条にも同趣旨の文言があり、地域での自立生活に関する基本的表現であると考えている。 (同意見：他1件)	ご提案の趣旨を踏まえ、文言を追加します。	3	②
14	「全て障害のある人は、可能な限り、言語(手話を含む。)…」とあるが、「可能な限り」の文言は削除すべきだと思う。 理念に例外を認めるような表現は不要と考える。 (同意見：他2件)	本項目は、差別の解消を推進する上での基本的な考え方として、障害者基本法を踏まえた規定としています。  国の考え方によれば、「可能な限り」とは、消極的な意味で捉えるのではなく、その実現を図るために最大限の努力がなされなければならないという趣旨で用いられています。  条例施行後は、この趣旨が形骸化されることのないように、周知啓発に努めてまいります。	3	③
15	「障害に加えて性別による複合的な要因による差別を受けやすい障害のある女性や…」の項目について。 複合的な要因で差別が生じ、これに対する配慮が求められることを端的に表現するために、次のように文言を整理してはどうか。 「障害に加えて性別による差別を受けやすい障害のある女性や、年齢に応じた適切な支援が必要な障害のある子どもなど、複合的な要因により差別を受ける障害がある人がいることを鑑みて、障害の状態のほか、性別や年齢、状況等に応じた適切な配慮がなされること」 (同意見：他1件)	本項目は、全ての障害のある人に対して、「障害」の状態に加えて、性別や年齢等に応じた適切な配慮が必要であることを規定しています。  加えて、「女性」や「障害児」については、国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月閣議決定)」において、「特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する。」こととされています。  このようなことから、本市においてもその重要性に鑑み、条例骨子案に同様の趣旨を記載しています。	3	③

「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」

骨子(案)に対する意見と市の考え方

【意見の内容】	【意見の反映結果】
1 条例骨子(案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見	① 条例骨子(案)に記載済、又は現在実施中・条例施行後に実施予定
2 条例の今後の進め方等に対する考えを述べた意見	② 追加・修正あり
3 条例骨子(案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見	③ 追加・修正なし
4 その他の意見	④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
16	<p>基本理念に、「障害のあるものに関する行政処分にあたっては、適切な人権的配慮にもとづく慎重な手続がなされること。」を加筆すること。</p> <p>特に精神障害者においては全国35万人が精神病院に収容され、数多くの方々が本人の意思に反する甚大なる人権被害を受けている。これは精神医療の間の実態から発生するものだが、条例による適切で慎重な手続きと配慮により改善できるものと考えている。</p>	<p>障害のある人に関する人権については、条例骨子(案)の基本理念に、「何人も、不当な差別的取扱いにより障害のある人の権利利益を侵害してはならないこと。」を定めています。</p> <p>また、不当な差別的取扱いの医療の分野において、「法令等の定めがある場合を除き、障害のある人の意思に反して、医療を受けることを強制すること。」を規定しています。</p> <p>なお、精神障害者の入院処分等に関しましては、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」において適切に運用されるべきものと考えています。</p>	3	①

市、事業者、市民の責務や役割について 1件

17	<p>「事業者は…施策に協力するよう努めるものとする」を、「施策に協力しなければならない」(義務化)と修正していただきたい。</p>	<p>本条例では、差別の解消にあたっては、障害のある人との建設的な対話を通じて、相互理解を図りながら解決することを基本的な考え方としています。</p> <p>この趣旨を踏まえて、市が差別の解消に向けて施策を実施するにあたり、事業者及び市民は強制されるのではなく、主体的に協力をするものとしています。</p>	3	③
----	--	---	---	---

障害を理由とする差別の禁止

① 不当な差別的取扱いについて 14件 (意見数 15件)

18	<p>「市及び事業者は…」を「何人も…」に変更すべきである。</p> <p>各分野での不当な差別的取扱い禁止は市や事業者だけが徹底したとしても十分有効なものとは言えない。不当な差別だからこそ「何人も」とすべきと考えている。</p>	<p>障害者差別解消法においては、「事業者でない一般私人の行為や個人の思想、言論については、法により規制することは不相当と考えられることから対象としていない。」という考えに基づき、対象を行政機関等及び事業者としています。</p> <p>なお、何人も不当な差別的取扱いをしてはならないことは、差別の解消を推進するための根底となる考え方であるため、基本理念にその旨を規定しています。</p>	3	③
----	---	---	---	---

「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」

骨子(案)に対する意見と市の考え方

【意見の内容】	【意見の反映結果】
1 条例骨子(案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見	① 条例骨子(案)に記載済、又は現在実施中・条例施行後に実施予定
2 条例の今後の進め方等に対する考えを述べた意見	② 追加・修正あり
3 条例骨子(案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見	③ 追加・修正なし
4 その他の意見	④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
19	(医療の分野) 「医療を受けることを強制すること」に加え、「入院を強制すること、及び入院時身体的拘束を行わないこと」を追加してほしい。	ご意見を踏まえ、文言を修正します。	3	②
20	(商品販売・サービス提供の分野) 案に記載されている事項に加えて、障害者が購入しやすい接客・対応を考えてほしい。以前商品を購入する際に、店員から障害を理由にきつい口調・接客を受けたことがあるため(商品自体は購入できた)。	本条例の施行にあたっては、事業者や市民に対して、障害や障害のある人への理解を深めるための啓発に取り組んでまいります。	2	①
21	(労働及び雇用の分野) 「業務を適切に遂行することができないと認められる場合など合理的な理由がある場合を除き」と記載されてあるが、健常者のように仕事が出来ないのが障害者であり、「」の文章はあまりにも抽象的で勘違いされやすいので文章を具体的に書いてほしい。	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき定められた「障害者差別禁止指針」において、障害を理由とする差別に該当しない項目の一つとして「合理的配慮を提供し、労働能力等を適正に評価した結果として障害者でない者と異なる取扱いをすること。」があげられていることなどから、条例骨子(案)においても「合理的な理由がある場合を除き」としています。	3	③
22	(労働及び雇用の分野) 規定の内容が、障害者雇用促進法より後退している。障害者雇用促進法の第34条から第36条において労働および雇用の分野における障害者に対する差別の禁止が規定されているが、差別の禁止を制限するどのような条件も記載されていない(過重な負担でない限り障害の特性に配慮するよう求めているが)。条例骨子案に規定されているような「合理的な理由」を設けることは法の趣旨から逸脱していると考えられるため、労働および雇用の分野においては特段の条件を設けずに差別の禁止を規定してほしい。	合理的な理由として、例えば、雇用している障害のある労働者に可能な限り配慮を行っても、なお必要とされる業務ができなくなり、配置転換等をせざるを得ない場合などが考えられます。  このような事例を、具体的に条例に規定することは困難であるため、ガイドライン等で示しながら、事業者の理解促進を図ってまいります。	3	③
23	(労働及び雇用の分野) 案に記載されている事項に加えて、事業者・同僚からの障害を理由としたいやがらせ(他者の仕事を押し付けるなど)や暴力(叩く)等の不当な扱いについて記載してほしい。以前一般就労していた際に上記のようなことがあった(複数人同じ経験あり)。	本条例の施行にあたっては、事業者や市民に対して、障害や障害のある人への理解を深めるための啓発に取り組んでまいります。	3	①

「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」

骨子(案)に対する意見と市の考え方

【意見の内容】	【意見の反映結果】
1 条例骨子(案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見	① 条例骨子(案)に記載済、又は現在実施中・条例施行後に実施予定
2 条例の今後の進め方等に対する考えを述べた意見	② 追加・修正あり
3 条例骨子(案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見	③ 追加・修正なし
4 その他の意見	④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
24	(教育の分野) 「障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況等を勘案せずに」は削除すべき。 この文章があることで複雑で分かりづらくなっており、また「勘案」という言葉が出てくるが、どこまで勘案するかが曖昧である。	学校教育法施行令では、就学先の決定に当たっては、保護者からの意見聴取が義務付けられています。	3	②
25	(教育の分野) 「地域における教育の体制整備の状況等を、勘案せずに…」を「地域における教育の体制整備の状況を、勘案及び調整等せずに…」としてほしい。 長崎県の条文には『障害のある人及びその保護者の意見を尊重せず、障害のある人及びその保護者との間で学校教育の場において必要な支援等について合意形成を図ろうとしないこと。』とあった。話し合いの重要性が示されている。義務教育だけでも9年間あるので、本人と家族が選べる、また状況により選び直せるように条例が機能すべきと考える。	また、障害者基本法では、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないとされています。  こうした法令等の趣旨を踏まえ、本項目では、本人又は保護者に十分な説明や情報提供を行わずに就学先を決定することを、差別的取扱いとして禁止するものです。  なお、「勘案」という表現が曖昧であるとのこと意見を踏まえ、本項目の趣旨がより分かりやすくなるように文言を修正します。	3	③
26	(教育の分野) インクルーシブ教育は合理的配慮と並んで障害者権利条約の根幹を成す部分だと思う。本人・保護者の意思に反して、分離教育を強いることを権利条約が禁じているから。その点から考えても、また、他の項目の表現と比べても、原案の表現はソフト過ぎる。  例えば、「市教育委員会が、障害のある児童生徒若しくはその保護者に対し十分情報提供を行うことなく、もしくは、本人・保護者の意見を最大限尊重することなく、若しくは、本人・保護者と市教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことなく、就学する学校を決定すること。」などと修正してはどうか。		3	③
27	(建築及び公共交通機関の分野) バリアフリー、エレベーター等の設備を整えてほしい。交通機関を利用の際、もっと駅員等の周りの手助けがほしい。	社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供については、事業者に対し、引き続き周知啓発に取り組んでまいります。	4	①

「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」

骨子(案)に対する意見と市の考え方

【意見の内容】	【意見の反映結果】
1 条例骨子(案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見	① 条例骨子(案)に記載済、又は現在実施中・条例施行後に実施予定
2 条例の今後の進め方等に対する考えを述べた意見	② 追加・修正あり
3 条例骨子(案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見	③ 追加・修正なし
4 その他の意見	④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
28	(不動産取引の分野) 障害のある人が取引の契約当事者か否かで差異があってはいけないため、「障害のある人または障害のある人と同居する者に対して」という文言を入れるべきである。 (同意見：他1件)	ご意見のとおり、文言を追加します。	3	②
29	不当な差別的取扱いの禁止分野に「その他の分野」を明記すべきである。 今回の分野では網羅できていない分野にも障害があるがゆえの不当な差別実態がある。ここであげていない分野では不当な差別を禁止されないという解釈をしないためにも「その他」を追記し「前各号に掲げるもののほか、障害のある人に対して、障害を理由として不当な差別的取扱いをすること」と明記するべきと考える為。	分野ごとの規定の前に、「市及び事業者は、…次に掲げる取扱いその他の不当な差別的取扱いをしてはならない。」と定めています。	3	①
30	「障害間の格差の解消」の項目を追加してほしい。 現在、身体障害者、知的障害者と精神障害、発達障害者などとの間に、医療費、交通費割引その他障害間の格差がある。この格差の解消が必要である。	障害者間の格差について、例えば、交通費助成に関しては、内閣府の「合理的配慮の提供等事例集」の中で、「障害者割引は、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)となりますので、一部の障害種別のみを対象にしたものであっても、不当な差別的取扱いには当たりません。ただし、正当な理由なく障害種別によって取扱いに差が生じることは望ましくありませんので、精神障害者に対する割引への理解と協力を得て、より多くの事業者で取組が広がっていくことが期待されます。」との見解が示されています。	3	③
31	「行政処分の分野」の項目を追加し以下を加筆。 「障害者に関連する行政処分(措置入院処分等)の発令においては、人権的配慮にもとづき根拠となる事実を本人に開示し、その承認ののち手続を行うこと。」 特に精神障害者においては全国35万人が精神病院に収容され、数多くの方々が本人の意思に反する甚大なる人権被害を受けている。これは精神医療の間の実態から発生するものだが、条例による適切で慎重な手続きと配慮により改善できるものとする。憲法で保障されている基本的人権の遵守で大切なのは「本人の意思の尊重と承認」である。本人の意思に反する不当な扱いが横行している現行制度は条例で守る必要がある。	精神障害者に対する措置入院処分等の手続きにつきましては、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」において適切に運用されるべきものと考えます。  また、障害のある人に関する人権については、条例骨子(案)の基本理念に、「何人も、不当な差別的取扱いにより障害のある人の権利利益を侵害してはならないこと。」と定めています。  なお、不当な差別的取扱いの医療の分野において、「法令等の定めがある場合を除き、障害のある人の意思に反して、医療を受けることを強制すること。」を規定しています。	3	①

「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」

骨子(案)に対する意見と市の考え方

【意見の内容】	【意見の反映結果】
1 条例骨子(案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見	① 条例骨子(案)に記載済、又は現在実施中・条例施行後に実施予定
2 条例の今後の進め方等に対する考えを述べた意見	② 追加・修正あり
3 条例骨子(案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見	③ 追加・修正なし
4 その他の意見	④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
<p>障害を理由とする差別の禁止について ②合理的配慮の提供 3件(意見数 15件)</p>				
32	<p>事業者の合理的配慮の提供を、市と同様に法的義務にすべき。 理由① 合理的配慮は負担が重すぎるときは提供しなくてもいいもの。負担が重くない合理的配慮は必ず提供されるべきで、それでこそ共生社会の実現ができる。 理由② 市が実施した実態調査の結果にもあるとおり、差別を受けるのは外出のときが多い。外出中にかかわりを持つのは、電車やバス、お店や病院など事業者の場合がほとんど。法的義務にしないと今までと何も変わらない恐れがある。 理由③ さいたま市や新潟市など、ほかの自治体の条例では、法的義務にしている所も多くある。法的義務にするには時期尚早という意見は疑問。 理由④ 法的義務にすると、努力義務にとどめる福岡県条例との整合性が失われると言うが、埼玉県条例とさいたま市条例が同様の関係で併存しており、この場合に紛争解決の面で支障が出ているという話は聞かないので。(同意見：他12件)</p>	<p>事業者における合理的配慮の提供につきましては、 (1)国においては、「事業者は、分野・業種ごとに様々であり、求められる配慮の内容や程度も多種多様である」ことから、障害者差別解消法では努力義務とするとともに、法施行後3年を目途に相談事例等を踏まえ、必要に応じて見直しの検討事項としていること (2)現状では、合理的配慮の提供や過重な負担の基準が明確ではなく、具体的事例の集積も不十分であること (3)福岡県条例では「努力義務」としており、県条例との整合性も考慮する必要があること の理由から、障害者差別解消法と同様に努力義務としています。</p>	3	③
33	<p>事業者の「合理的配慮の提供」を義務化することについては、障害のある人を取り巻く現状から鑑みて時期尚早であると思われ、努力義務にとどめる案に賛成する。 ただし、「障害者差別解消法を国が見直した場合と、国が見直しを実施しなかった場合には3年後に見直しを行う」という附則を付けることを要望する。</p>	<p>ただし、条例骨子(案)では、「主体的かつ適切に」という文言を明記し、積極的な取組みを促すこととした上で、努力義務としています。</p> <p>また、合理的配慮は個別の場面において、個々の障害のある人に対して行われるものであり、具体的事項について条例で規定することは困難であることから、本市では、その事例の収集に取組み、広く情報提供していくことを明記しています。</p> <p>なお、条例の見直しについては、「北九州市障害者施策推進協議会(付属機関)」からの条例骨子(案)に対する答申において、条例施行にあたって留意すべき要望事項の一つとして、「必要に応じて条例の見直しを検討すること。」が盛り込まれています。</p> <p>本市としても、この答申を真摯に受け止め、国の法制度の動向や条例の施行状況等を踏まえて条例の内容を検証し、必要に応じて見直しを行うなど誠実に対応してまいります。</p>	1	①
34	<p>「合理的配慮の提供」の規定が具体的でない。「不当な差別的取扱いの禁止」の規定のように、分野ごとに配慮内容を規定したほうがよい。</p>	<p>本市としても、この答申を真摯に受け止め、国の法制度の動向や条例の施行状況等を踏まえて条例の内容を検証し、必要に応じて見直しを行うなど誠実に対応してまいります。</p>	3	③

「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」

骨子(案)に対する意見と市の考え方

【意見の内容】	【意見の反映結果】
1 条例骨子(案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見	① 条例骨子(案)に記載済、又は現在実施中・条例施行後に実施予定
2 条例の今後の進め方等に対する考えを述べた意見	② 追加・修正あり
3 条例骨子(案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見	③ 追加・修正なし
4 その他の意見	④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
障害を理由とする差別に関する相談及び解決について 5件 (意見数 7件)				
35	<p>市に相談員(仮称:広域相談員)の配置を明記すべきである。そして、障害を理由とする差別に関する相談をより細かな地域に対応できるよう区ごとに相談員(仮称:地域相談員)を設置すべき。</p> <p>北九州市のどこに住んでいようとも障害のある人や家族が差別を受けた時に適切に対応できる仕組みが必要不可欠。特に障害のある人やその家族が差別や嫌な体験を受けた場合、人に相談すること自体ハードルが高くあきらめたりする事例もある。相談支援体制は差別事案の入り口であり、相談体制の充実こそ「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる」ものとする。そのために広域相談員を配置し、区ごとにも地域相談員を配置し、連携してすすめていくことが重要。さらに、広域相談員は各地域の障害のある人、関係機関の実情を把握する等アウトリーチを含めた業務を明確にしなければ、相談事例を適切に汲み取ることが不可能と考えているため。</p>	<p>ご指摘のとおり、相談体制の充実は重要な視点であることから、本市では、平成28年4月から、障害者差別に関する相談窓口を新設し、障害や障害福祉制度に詳しい専門の相談員を配置して、障害のある人や事業者からの相談を受け、事案の解決に至るまでの支援を行っています。</p> <p>条例制定後も、相談まで結びつかない差別事案があることを想定して、まずは関係機関との連携を強化するなど相談体制の充実を図ってまいります。</p> <p>なお、本市が対応した事案については、差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うネットワークとして設置した「北九州市障害者差別解消支援地域協議会」に報告し、情報の共有化を図ることで、紛争解決のスキルの向上等に取組んでまいります。</p>	3	③
36	<p>調整機関の名称は、障害のある人が既に存在する他の協議会等と区別しやすく、また混乱しないようにするため、福岡県条例を参考に、「北九州市障害者差別解消委員会」にすべきと考える。 (同意見:他2件)</p>	<p>本市の調整機関も県と同様に、当事者への助言又はあっせん等の役割を担うこととしていることも踏まえ、ご意見のとおり、文言を修正します。</p>	3	②
37	<p>調整機関の委員は20名以内とすべきである。 差別事例、特に合理的配慮には個別対応だけでは解決できない案件もあり、合理的配慮の必要性和打開策について時間をかけて深めていく仕組みが必要。そして、当事者間で解決できない時の第三者も含めた問題解決できる仕組みが必要。今回の調整機関はさまざまな障害の当事者やさまざまな障害の子供をもつ家族、学識経験者、法曹関係者、事業者など参画、幅広い構成員を保障しなければ十分な調整ができない。その為、7人の委員では少なすぎると感じている。</p>	<p>福岡県や他都市の状況を参考に、本市では、障害のある人又はその家族、学識経験者、弁護士、障害のある人の福祉に関する事業に従事する者など7名以内の方に参画いただき、迅速かつ専門的に対象事案を審査してまいりたいと考えています。</p> <p>なお、調整機関は、事案の関係者に対して、説明や資料の提出を求めることができることを規定しており、その解決に向けて丁寧に取組んでまいりたいと考えています。</p>	3	③

「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」

骨子(案)に対する意見と市の考え方

【意見の内容】	【意見の反映結果】
1 条例骨子(案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見	① 条例骨子(案)に記載済、又は現在実施中・条例施行後に実施予定
2 条例の今後の進め方等に対する考えを述べた意見	② 追加・修正あり
3 条例骨子(案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見	③ 追加・修正なし
4 その他の意見	④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
38	「市長は、調整機関からの求めに応じて、事案の当事者に対して、必要な措置を講じるよう勧告することができる。」という項目について。 市長が行う勧告の内容をより具体的にするため、福岡県条例を参考として、「市長は、調整機関からの求めに応じて、事案の当事者に対して、当該事案の解決又は改善を図るための対応策を提示し、これに従って必要な措置を講じるよう勧告することができる。」に変更してほしい。	ご意見のとおり、文言を修正します。	3	②
39	条例に「北九州市障がい者差別解消推進会議」(仮称)の設置を入れるべきである。 差別事例の中では差別する側は何が差別にあたるのか十分な理解がなく、結果的に差別を起してしまう場合も多くある。また、「合理的配慮」という新しい考え方が登場し、その内容を市民に深く理解してもらうことが大切となる。障害のある人に対する理解を深めるため、障害のある人に対する差別に関わる紛争を未然に防ぐため、差別のない北九州市づくりを進めるためにも推進会議の設置が必要と考えているため。	差別の解消の推進にあたっては、ご指摘のとおり、「何が差別にあたるのか十分な理解がなく、結果的に差別を起してしまう場合も多くあること」や「合理的配慮という新しい考え方が登場し、その内容を市民に深く理解してもらうことが大切であること」という視点は大変重要であります。  そのため、本市では、不当な差別的取扱い及び合理的配慮に関する事例を収集し、情報提供を積極的に行ってまいります。  なお、ご提案の推進会議につきましては、差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うネットワークとして設置した「北九州市障害者差別解消支援地域協議会」において、その役割を担ってまいります。	3	③

障害を理由とする差別を解消するための基本的な施策について 9件(述べ件数 11件)

40	(啓発活動の推進) 啓発の必要性については誰もが感じていることだが、何を啓発すべきかとなると、まず①障害について②障害のある人について、更に③社会が果たすべき「社会的障壁の除去」についての三点であると考え。特に③については条例の目的である「共生社会の実現」へ向けて具体的に何をすべきかを示す基本的な事柄であるので、条文の中に明記すべき。 「障害や障害のある人、とりわけ社会的障壁に対する関心と理解を深めるために…」に変更。 なお、これについては、「2 目的」「5 市、事業者、市民の責務や役割」にも併せて明記することになると思われる。 (同意見：他2件)	条例骨子(案)の定義では、「障害のある人」について、「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と規定しています。  これは、障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるとい、障害者権利条約に基づく「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、その理解促進を図ってまいります。	3	③
----	---	---	---	---

「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」

骨子(案)に対する意見と市の考え方

【意見の内容】	【意見の反映結果】
1 条例骨子(案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見	① 条例骨子(案)に記載済、又は現在実施中・条例施行後に実施予定
2 条例の今後の進め方等に対する考えを述べた意見	② 追加・修正あり
3 条例骨子(案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見	③ 追加・修正なし
4 その他の意見	④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
41	(啓発活動の推進) この条例が、市民の皆さんに浸透するまで、行政機関はアピールをし続けて欲しい。	差別の解消の推進にあたっては、事業者や市民が障害や障害のある人について正しく理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが重要です。	2	①
42	(啓発活動の推進) 制定後は、ホームページ、パンフレットなどで分かりやすく伝えていただき、出前講演なども地域でしていただけるとありがたい。 差別は、障がい者が理解できず、気づかないうちにできてしまっているということもあるかもしれない。まずは障がい者の声を大切に、理解をすることから始め、住みやすい社会にしていくことが第一歩だと思う。	そのため、本市では、条例の内容を広く市民に周知するためにパンフレットや市政だより、ホームページ等を活用するとともに、事業者に対しては商工会議所を通じた市内企業への周知を行うなど積極的な啓発活動を実施してまいります。	2	①
43	(啓発活動の推進) 条例の制定について広く市民に周知されることを望む。この条例が決して押し付けのものではなく障害者が障害を理由に生きづらさを感じることなくこの街で暮らしていくためのものであることを解りやすくアナウンスしてほしい。	さらに、本市ではその取組みにあたって、行政だけでなく、障害のある人やその家族等の参画の下で、啓発活動を推進することを条例骨子(案)に明記しています。	2	①
44	(啓発活動の推進) 市民を対象とした、研修会、講演会を12月の障害者週間の前後に市内各区において毎年開催していただきたい。	また、全国一斉の障害者週間(12月3日～9日)を活用し、文化、スポーツ、就労支援などについて集中的かつ効果的な取組みを行うことで、障害や障害のある人の理解促進を図ってまいります。	2	①
45	(啓発活動の推進) 「啓発活動を促進するため、小、中、高校など教育現場での教師、生徒への障害について学習の機会を確保する」を追加してほしい。	児童生徒に対しては、障害への理解を深めるための題材も含まれている「人権教育教材集『新版いのち』」などを活用し、既に各学校において理解の促進に取り組んでいます。 また、教職員に対しては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する北九州市立学校・園教職員向けガイドライン」を活用し、教育活動・事務等の実施にあたり適切な対応を行うことを周知徹底しているところです。 引き続き、条例施行後においても計画的に啓発活動を実施してまいります。	3	③

「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」

骨子(案)に対する意見と市の考え方

【意見の内容】	【意見の反映結果】
1 条例骨子(案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見	① 条例骨子(案)に記載済、又は現在実施中・条例施行後に実施予定
2 条例の今後の進め方等に対する考えを述べた意見	② 追加・修正あり
3 条例骨子(案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見	③ 追加・修正なし
4 その他の意見	④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
46	(啓発活動の推進) 統合失調症の障害者が一般の病気になった際に一般病院で受診拒否の例があった。一般病院への啓蒙、または、病気になったときに受診できる体制の充実をお願いしたい。	精神障害のある方が地域で安心して生活を送るためには、地域で支える方々が精神障害について正しく理解し、知識を深めることが重要と考えています。  そのため、出前講演等の啓発活動や相互理解を深めるための交流機会の拡大などの取組みをさらに推進してまいります。	4	①
47	(啓発活動の推進) 一般市民への啓蒙活動のひとつとして、民生委員の方への統合失調症への理解を深めてほしい。地域で生活するうえでの暖かい見守り体制につながるのではと思う。		4	①
48	(啓発活動の推進) 精神の病は分かりにくい病気であり、早期発見、早期治療が効果的である。学校で、地域で、理解を深められる催し物や勉強会、相談会などを世代を超えてできたらと切に思う。市民に「障がい者に優しい対応とは」、「こんなときどうする」とか具体的に、明確にわかる参加型の講座などが、わかりにくい障害を学ぶには良いかもしれない。		4	①
その他 10件 (意見数 15件)				
49	(見直し規定の追加) 「施行後3年以内に当事者・家族の参画のもとで見直す。」旨の規定を盛り込むべき。 国の法改正の有無にかかわらず市として迅速かつ主体的な見直しが必要。また、合理的配慮の提供」義務化問題だけでなく、実際に施行してみてもの不具合をチェックし是正するためにも必要である。 (同意見：他5件)	条例の見直しについては、「北九州市障害者施策推進協議会(付属機関)」からの条例骨子(案)に対する答申において、条例施行にあたって留意すべき要望事項の一つとして、「必要に応じて条例の見直しを検討すること。」が盛り込まれています。  本市としても、この答申を真摯に受け止め、国の法制度の動向や条例の施行状況等を踏まえて条例の内容を検証し、必要に応じて見直しを行うなど誠実に対応してまいります。	3	③

「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」

骨子(案)に対する意見と市の考え方

【意見の内容】	【意見の反映結果】
1 条例骨子(案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見	① 条例骨子(案)に記載済、又は現在実施中・条例施行後に実施予定
2 条例の今後の進め方等に対する考えを述べた意見	② 追加・修正あり
3 条例骨子(案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見	③ 追加・修正なし
4 その他の意見	④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
50	(財政上の措置) 条例に「財政上の措置」をいれるべきである。 今回の条例は障害のある人のこれまでの差別体験から考えても絶対に描いた餅にすべきではない。特に相談支援体制の充実、調整機関、推進会議の充実は障害者差別を無くすために非常に重要な仕組みである。 この条例、差別を無くす為の仕組みを機能させていくためには財政上の措置が必要不可欠と考える。	障害福祉施策については、これまでも障害者支援計画に基づいて必要な予算措置を行った上で各種事業を実施してきました。 差別の解消の推進に向けた施策についても、引き続き、支援計画に基づき、必要な事業を着実に実施してまいります。	3	③
51	(就労関係) 身体的な障害は解り易いが、精神的な障害は解り難いため仕事が出来ないと勘違いされる。そのことについて、一文追加していただきたい。	本市では、障害のある方の雇用促進を目的として、企業に対し、障害者雇用促進セミナーの開催やガイドブックの作成・配布などを通じて、障害の種別に応じた特性や配慮事項、得意分野などの周知に努めています。	3	③
52	(就労関係) 障害者の全従業員に対する就業率を明記し、それに達した企業には補助金を出す文章を追加していただきたい。	今後も、本市を中心にハローワークなど関係機関と連携しながら、障害のある方本人と雇用する企業双方への支援に取り組み、更なる雇用促進を図ってまいります。	3	③
53	(就労関係) 市の就労を増やしてほしい。統合失調症の特性に合った障害者就労の確保。	なお、法定雇用率達成企業に対しては、既に国が助成金を支給しています。	3	③

「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」

骨子(案)に対する意見と市の考え方

【意見の内容】	【意見の反映結果】
1 条例骨子(案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見	① 条例骨子(案)に記載済、又は現在実施中・条例施行後に実施予定
2 条例の今後の進め方等に対する考えを述べた意見	② 追加・修正あり
3 条例骨子(案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見	③ 追加・修正なし
4 その他の意見	④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
54	<p>(条例施行に伴う施策)</p> <p>条例が文章だけで終わらないように、施行時には具体的な事業が発表されることを期待する。</p> <p>個人的には、「北九州に住む全ての障害児は、その障害の程度や種類にかかわらず、希望すれば必ず校区の小中学校に通える」ということがよい。</p> <p>それが障害者に対する理解の第一歩になると信じている。</p>	<p>差別の解消の推進にあたっては、事業者や市民が障害や障害のある人について正しく理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが重要であることから、引き続き、出前講演等の啓発活動や相互理解を深めるための交流機会の拡大などを推進してまいります。</p> <p>なお、教育に関するご提案につきましては、中央教育審議会初等中等教育分科会からの報告(H24.7)で、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最底的確に定める指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること」などが提言されており、一人ひとりの実情に応じた就学の場を提供することが大切であると考えています。</p>	2	①
55	<p>(活動への支援)</p> <p>障害者の家族会活動への金銭的支援をお願いしたい。</p>	ご意見として承ります。	4	④
56	<p>(医療費)</p> <p>我々当事者は、就労になかなか結び付けられない方は、福祉的就労支援事業で、作業所という枠を利用して、1万円～2万円/月という、苦しい中で生活を強いられている方もいる。障害年金でも、政府の側から、毎年、年金が引き下げられ、64500円/月しか支給されないことが今の現状である。</p> <p>今現在、精神科外来の方では、自立支援医療が適用され、1割負担となっているが、この1割負担を、すべての医療機関で適用させてくれないだろうか？</p> <p>今の現状、精神科以外の医療機関で、3割を支払うのは、しんどい方もおられるかと思う。初診料+検査料など、重ねて支払うのは、あまり工賃をもらえない方にとっては、大変なことだ。医療費を払えずに、苦しい生活をされている北九州市の当事者の方も、たくさんおられるかと思う。</p>	<p>自立支援医療制度(精神通院医療、更生医療、育成医療)は、心身の障害を除去・軽減するための医療に限り、医療費の自己負担額を軽減する制度です。なお、自立支援医療は、障害者総合支援法で定められた全国一律の制度であるため、本市独自で適用範囲を変えることはできないことをご理解ください。</p>	4	④

「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」  
 骨子(案)に対する意見と市の考え方

【意見の内容】	【意見の反映結果】
1 条例骨子(案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見 2 条例の今後の進め方等に対する考えを述べた意見 3 条例骨子(案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見 4 その他の意見	① 条例骨子(案)に記載済、又は現在実施中・条例施行後に実施予定 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
57	(警察への周知方法等) 警察への法の適用・周知はどのようになっているのか。	警察も障害者差別解消法の適用対象となることから、福岡県警察において、職員対応要領を策定し、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組んでいると認識しています。	4	④
58	(障害者施策) 役所の障害者施策に対して、障害者に甘すぎるのではないかと思う。あまりにも甘やかすぎると将来が不安である。わがままが過ぎると他人が相手にしなくなる恐れが出てくる。	障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくりを目指しており、引き続き、様々な障害者施策に取り組んでまいります。	3	③

「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市  
づくり条例」 骨子(案)〔意見に基づく修正箇所〕

1 目的の一部(骨子(案)P1)

【意見の概要】

(市民意見P2 No.7)

障害を理由とする差別を解消するために重要なことは仕組みづくりであり、弱者としての基本的人権を守る仕組みづくりこそが改善の基本だと考える。

そのため、目的に「仕組みづくり」という文言を追加してもらいたい。

【意見反映結果】

骨子(案)	骨子(案)の修正
<p>2 目的</p> <p>○ 北九州市における障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務(役割)を明らかにするとともに、障害及び障害のある人に関する理解の促進その他の障害を理由とする差別の解消のための基本的な事項を定める。</p>	<p>2 目的</p> <p>○ 北九州市における障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務(役割)を明らかにするとともに、<u>障害を理由とする差別に関する相談に的確に対応し紛争の防止又は解決を図るための体制</u>、障害及び障害のある人に関する理解の促進その他の障害を理由とする差別の解消のための基本的な事項を定める。</p>

2 基本理念の一部(骨子(案)P2)

【意見の概要】

(市民意見P4 No.13) (同意見:他1件)

「すべての障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が保障され、地域社会において他の人々と共に生きる権利を有すること。」を加えてもらいたい。

障害者権利条約第19条にも同趣旨の文言があり、地域での自立生活に関する基本的表現であると考えている。

【意見反映結果】

骨子(案)	骨子(案)の修正
<p>4 基本理念</p> <p>—</p>	<p>4 基本理念</p> <p>○ <u>全ての障害のある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。</u></p>

### 3 不当な差別的取扱いの禁止の一部

#### (1) 医療の分野に関する項目（骨子(案) P 3）

##### 【意見の概要】

(市民意見 P 6 No.1 9)

「医療を受けることを強制すること」に加え、「入院を強制すること、及び入院時身体的拘束を行わないこと」を追加してほしい。

##### 【意見反映結果】

骨子（案）	骨子（案）の修正
6 障害を理由とする差別の禁止 (1) 不当な差別的取扱いの禁止 [略] (医療の分野) ○ 法令に特別の定めがある場合など合理的な理由がある場合を除き、障害のある人の意思に反して、医療を受けることを強制すること。	6 障害を理由とする差別の禁止 (1) 不当な差別的取扱いの禁止 [略] (医療の分野) ○ 法令に特別の定めがある場合など合理的な理由がある場合を除き、障害のある人の意思に反して、 <u>入院その他の医療</u> を受けることを強制すること。

#### (2) 教育の分野に関する項目（骨子(案) P 4）

##### 【意見の概要】

(市民意見 P 7 No.2 4～2 6)

「障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況等を勘案せずに」は削除すべきではないか。

この文章があることで複雑で分かりづらくなっており、また「勘案」という言葉が出てくるが、どこまで勘案するかが曖昧である。 など

##### 【意見反映結果】

骨子（案）	骨子（案）の修正
(教育の分野) ○ 障害のある児童生徒若しくはその保護者の意見を聴かず、又は十分な情報提供を行うことなく、 <u>障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況等を勘案せずに</u> 、就学する学校を決定すること。	(教育の分野) ○ 障害のある児童生徒若しくはその保護者の意見を聴かず、又は <u>障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況等を踏まえた</u> 十分な情報提供を行うことなく、就学する学校を決定すること。

(3) 不動産取引の分野に関する項目（骨子(案) P 4）

【意見の概要】

(市民意見 P 8 No.28) (同意見：他1件)

障害のある人が取引の契約当事者か否かで差異があってはいけないため、「障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して」という文言を入れるべきである。

【意見反映結果】

骨子(案)	骨子(案)の修正
<p>(不動産取引の分野)</p> <p>○ 建物の構造上やむを得ないと認められる場合など合理的な理由がある場合を除き、不動産の売買、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。</p>	<p>(不動産取引の分野)</p> <p>○ 建物の構造上やむを得ないと認められる場合など合理的な理由がある場合を除き、<u>障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して</u>、不動産の売買、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。</p>

4 障害を理由とする差別に関する相談及び解決の一部

(1) 紛争解決を図るための調整機関の設置に関する項目（骨子(案) P 6）

【意見の概要】

(市民意見 P 10 No.36) (同意見：他2件)

紛争解決を図るための調整機関の名称は、障害のある人が既に存在する他の協議会等と区別しやすく、また混乱しないようにするため、福岡県条例を参考に、「北九州市障害者差別解消委員会」にすべきと考える。

【意見反映結果】

骨子(案)	骨子(案)の修正
<p>7 障害を理由とする差別に関する相談及び解決</p> <p>[略]</p> <p>(紛争解決を図るための調整機関の設置)</p> <p>○ 市は、障害を理由とする差別にかかる紛争の防止又は解決を図るため、<u>調整機関</u>を設置する。</p>	<p>7 障害を理由とする差別に関する相談及び解決</p> <p>[略]</p> <p>(紛争解決を図るための調整機関の設置)</p> <p>○ 市は、障害を理由とする差別にかかる紛争の防止又は解決を図るため、「<u>北九州市障害者差別解消委員会</u>」を設置する。</p>

(2) 勧告・公表に関する項目（骨子(案) P 6）

【意見の概要】

(市民意見 P 1 1 No.3 8)

市長が行う勧告の内容をより具体的にするため、福岡県条例を参考として、「市長は、調整機関からの求めに応じて、事案の当事者に対して、当該事案の解決又は改善を図るための対応策を提示し、これに従って必要な措置を講じるよう勧告することができる。」に変更してほしい。

【意見反映結果】

骨子（案）	骨子（案）の修正
<p>(勧告・公表)</p> <p>[略]</p> <p>○ 市長は、調整機関からの求めに応じて、事案の当事者に対して、必要な措置を講じるよう勧告することができる。</p>	<p>(勧告・公表)</p> <p>[略]</p> <p>○ 市長は、調整機関からの求めに応じて、事案の当事者に対して、<u>当該事案の解決又は改善を図るための対応策を提示し、これに従って必要な措置を講じるよう勧告することができる。</u></p>

## 「(仮称) 障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる 北九州市づくり条例」の骨子 (案)

### 条例の名称

障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例

### 1 前文

- 共生社会の実現の必要性
- 障害福祉のまちづくりや障害を理由とする差別の解消に向けたこれまでの取組み
- 障害のある人への差別の実態や差別の解消に向けた課題
- 市、事業者及び市民が一体となって障害を理由とする差別の解消に取り組む決意

### 2 目的

- 北九州市における障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務（役割）を明らかにするとともに、障害及び障害のある人に関する理解の促進その他の障害を理由とする差別の解消のための基本的な事項を定める。
- これにより、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

### 3 定義

- 「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 「障害を理由とする差別」とは、不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮を行わないことをいう。
- 「不当な差別的取扱い」とは、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害又は障害に関連する事由を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害のない人に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害のある人の権利利益を侵害することをいう。
- 「合理的配慮」とは、障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて行う必要かつ適切な現状の変更又は調整をいう。
- 「事業者」とは、市内で商業その他の事業を行う者をいう。

### 4 基本理念

- 全ての障害のある人が、障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- 何人も、不当な差別的取扱いにより障害のある人の権利利益を侵害してはならないこと。
- 社会的障壁の除去のために、合理的配慮を行うことが推進されること。
- 障害を理由とする差別の解消にあたっては、障害のある人との建設的な対話を通じて、相互理解を図りながら解決することを基本とすること。
- 全ての障害のある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- 障害に加えて性別による複合的な要因による差別を受けやすい障害のある女性や、年齢に応じた適切な支援が必要である障害のある子どもなど、全ての障害のある人について、障害の状態のほか、性別や年齢、状況等に応じた適切な配慮がなされること。

## 5 市、事業者、市民の責務や役割

- 市は、基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に関する理解を深める研修等の取り組みを行うとともに、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 市民は、基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に関する理解を深めるとともに、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 6 障害を理由とする差別の禁止

### (1) 不当な差別的取扱いの禁止

- 市及び事業者は、障害を理由として、次に掲げる取扱いその他の不当な差別的取扱いをしてはならない。

#### (福祉サービスの分野)

- 生命又は身体の保護のためにやむを得ないと認められる場合など合理的な理由がある場合を除き、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。
- 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害のある人の意思に反して、障害者支援施設などへの入所（入居を含む。）及び通所を強制すること。

#### (医療の分野)

- 生命又は身体の保護のためにやむを得ないと認められる場合など合理的な理由がある場合を除き、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。
- 法令に特別の定めがある場合など合理的な理由がある場合を除き、障害のある人の意思に反して、医療を受けることを強制すること。

#### (商品販売・サービス提供の分野)

- サービスの本質を著しく損なう場合など合理的な理由がある場合を除き、商品の販売又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

(労働及び雇用の分野)

- 業務の性質上やむを得ない場合など合理的な理由がある場合を除き、応募若しくは採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。
- 業務を適切に遂行することができないと認められる場合など合理的な理由がある場合を除き、賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利益な取扱いをすること又は退職の勧奨若しくは解雇の対象とすること。

(教育の分野)

- 障害のある児童生徒若しくはその保護者の意見を聴かず、又は十分な情報提供を行うことなく、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況等を勘案せずに、就学する学校を決定すること。

(建築物及び公共交通機関の分野)

- 建物や車両などの構造上やむを得ないと認められる場合など合理的な理由がある場合を除き、建築物や公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

(不動産取引の分野)

- 建物の構造上やむを得ないと認められる場合など合理的な理由がある場合を除き、不動産の売買、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

(情報提供及び意思表示の分野)

- 情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害する恐れがあると認められる場合など合理的な理由がある場合を除き、障害のある人に対する情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。
- 障害のある人が用いる意思表示の方法ではその意思を確認することに著しい支障がある場合など合理的な理由がある場合を除き、障害のある人から意思表示を受けようとする者が、意思表示を受けることを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

## (2) 合理的配慮の提供

- 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある人(障害のある人が障害により意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、当該障害のある人の家族その他の関係者からの意思の表明を含む。)から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をしなければならない。
  
- 事業者は、その事業を行うに当たり、障害のある人(障害のある人が障害により意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、当該障害のある人の家族その他の関係者からの意思の表明を含む。)から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、主体的かつ適切に、合理的配慮をするように努めなければならない。

## 7 障害を理由とする差別に関する相談及び解決

(相談)

- 何人も、市に対して、障害を理由とする差別に関する相談を行うことができる。
- 市は、相談を受けた場合は、事実確認、情報提供、助言、調整等を行う。

(紛争解決を図るための調整機関の設置)

- 市は、障害を理由とする差別にかかる紛争の防止又は解決を図るため、調整機関を設置する。
- 調整機関は、委員7人以内で構成する。
- 委員は、障害のある人又はその家族、学識経験のある者、弁護士、事業者の代表、障害のある人の福祉に関する事業に従事する者その他市長が適当と認める者の中から、市長が任命する。
- 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(助言・あっせん)

- 障害のある人及びその家族等は、相談により事案の解決が図られない場合に、市長に対して、調整機関による助言・あっせんを求める旨の申し立てができる。
- 市長は、申立てに係る事実についての調査を行う。この場合、調査の対象者は正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。
- 市長は、調整機関に対し、調査結果を通知するとともに、助言・あっせんを行うことについて審議を求める。
- 調整機関は、必要があると認めるときは、助言・あっせんを行う。なお、助言・あっせんを行うにあたり、当該事案の関係者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告・公表)

- 調整機関は、事案の当事者が助言・あっせんに従わない場合は、市長に対して、事案の当事者への勧告を行うことを求めることができる。
- 市長は、調整機関からの求めに応じて、事案の当事者に対して、必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- 市長は、正当な理由なく、当該勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。
- 市長は、公表しようとするときは、当該対象者に対し、意見陳述の機会を与えなければならない。

## 8 障害を理由とする差別を解消するための基本的な施策

(啓発活動の推進)

- 市は、事業者及び市民の障害や障害のある人に対する関心と理解を深めるため、障害のある人や関係団体の参画のもと、啓発その他必要な施策を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

- 市は、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供に関する事例又は障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みに関する情報を集積し、市民に情報提供を行うものとする。

(交流の機会の拡大)

- 市は、障害のある人と障害のない人、又は障害のある人同士の交流の機会の拡大及び充実を図り、その相互理解を促進するものとする。

(表彰等)

- 市は、障害を理由とする差別を解消するための取り組みに関し顕著な功績がある者について、その取り組みを称賛するとともに、市民に周知するために表彰等を行うことができる。